

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年7月17日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号クイーンズタワーC
住友三井オートサービス株式会社 横浜支店
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し22万円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和5年11月4日午後2時45分頃
- 4 事故発生場所 座間市東原四丁目1番15号先路上
- 5 事故の状況 相手方からリース契約により賃借している庁用車が一時停止せずに交差点を通過しようとしたところ、右側から走行してきた車両と衝突し、当該庁用車を破損させたものである。
- 6 損害賠償の額 22万円

参考資料

事故見取図

